

国民年金 学生のみなさんへ・学生納付特例制度

問い合わせ 市民課年金担当 ☎38-2036

国民年金制度では、20歳になればすべての人が被保険者となります。学生のかたも国民年金保険料を納付しなければなりません。在学中の保険料の納付が猶予され、卒業後に国民年金保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。(一部非該当の学校があります。)



- 学生納付特例制度の対象者
本人の前年所得が118万円以下の学生のかた(扶養親族等があれば、その人数に応じた額が加算されます)
- 申請方法
年金手帳・学生証・印鑑を持参し、市民課年金担当窓口へ。平成23年度に学生納付特例を承認され、引き続き在学予定のかたには、日本年金機構からはがき形式の申請書が届きますので、返送してください。
はがきが届かなかつたり、学校等の変更がある場合は、申請窓口へお越しください。
- 障害基礎年金の申請・受給について
学生納付特例期間中に発生したけがや病気により、障害が残ってしまった場合には、障害の状態に応じて「障害基礎年金」の申請ができます。
- 保険料の追納
学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。学生納付特例を承認された月から10年以内に保険料を納付(追納)すれば、通常に納付された期間と同様の取り扱いとなります。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。
なお、学生以外のかたには、申請免除・若年者納付猶予制度があります。

国民健康保険からのお知らせ

問い合わせ 保険医療助成課保険担当 ☎38-2035

■会社の健康保険等を脱退・加入された場合は、届け出を！

会社の健康保険等を脱退し、国民健康保険に加入される場合は、「健康保険資格喪失証明書」と「印鑑」が必要です。
現在、国民健康保険に加入されていて、新たに会社の健康保険等に加入された場合は、対象者全員の「新しい健康保険被保険者証」、「国民健康保険被保険者証」、「印鑑」を持って届け出をお願いします。国民健康保険の脱退の届け出をされない、引き続き加入者として保険料がかかることとなりますので、ご注意ください。

■所得申告の届け出を！～保険料を計算する上で所得申告が必要です～

前年度に国保所得申告書を提出されたかた、または未申告のかたには、国保所得申告書を4月下旬に送付します。期日までに申告することで、7月に決定する保険料に反映されます。
保険料の軽減制度を受けられる場合がありますので、所得がない場合でも所得の申告をしてください。ただし、確定申告や市・県民税申告をされたかた、また会社で年末調整をされたかたは不要です。

■特定健康診査受診券送付について

平成24年度の特定健康診査受診券は4月下旬に送付します。対象者は、4月1日現在、芦屋市国民健康保険に加入されているかたで、満40歳から74歳のかた(年度内に40歳となるかたも含む)です。
後期高齢者医療被保険者(75歳以上)のかたにも、同時期に送付します。
4月2日以降に芦屋市国民健康保険に加入されたかたは、今回の受診券発送対象外ですが、中途加入者を対象とした「特定健康診査」の実施を、来年1月に予定しています。対象になるかたには、個別に受診案内を送付する予定です。

「すくすくひろば」で“日中一時支援事業”6月スタート

すくすく学級では、6月から障がい児の時間預かり事業をスタートします。
■日時 木曜日・午後2時～5時 対象 障がい者手帳所持の小学3年生までの児童(送迎なし) ■利用料 1回200円程度(非課税世帯は無料) ■申し込み 事前に利用申請を下記へ
問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178



谷崎潤一郎記念館の催し

【文学館講座】 作家 柳谷郁子が語る ～名作の愉(たの)しみ～



■日時 4月26日(木) 午前10時30分～正午
■会場 講義室
■内容 作家・柳谷郁子氏が、北村薫・宮部みゆき編「名短編、ここにあり」を取り上げ、作品の背景・作家の心情などを解説
■定員 16人
■受講料 2,300円
■申し込み 下記へ

問い合わせ 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852

「芦屋市立中学校の昼食の在り方を考える懇話会」からの報告

市では、市立中学校における望ましい昼食の在り方について、広く意見を聴き、その方向性を研究するため、昨年9月に「芦屋市立中学校の昼食の在り方を考える懇話会」を設置しました。
この度、3月29日に懇話会の委員長から市教育長に対して、懇話会の協議内容をまとめた報告書の提出がありました。今後は、この報告書をもとに、本市中学校における望ましい昼食の在り方について検討を進めていく予定です。
なお、懇話会の議事録および報告書の内容は、市ホームページでご覧いただけます。

懇話会の委員構成
学識経験者・市民・PTA関係者・学校関係者 計10人
懇話会の活動状況
懇話会(全5回)
平成23年9月5日～24年3月22日
市内中学校昼食視察
平成23年11月15日～17日
他市中学校給食視察
平成23年12月19日・24年1月12日



懇話会委員長から報告書の提出を受ける福原教育長

問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

平成24・25年度「後期高齢者医療制度」の保険料率

【平成24・25年度】		
	平成24・25年度	平成22・23年度
■均等割額	46,003円	43,924円
■所得割率	9.14%	8.23%

「後期高齢者医療制度」の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は、2年ごとに見直されます。今回は、保険料の大幅な上昇を抑制する趣旨から、広域連合決算剰余金約31億円の全額活用と、兵庫県に設置されている財政安定化基金から約68億円を取り崩して、合計約99億円を繰り入れることにより、1人当たり保険料額の上昇幅を、均等割額は2,079円、所得割率は0.91ポイントに抑えています。
【県の平成24・25年度保険料の計算方法】
年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。また、保険料額(年額)の上限が50万円から55万円に変更となります。

保険料額(年額)	均等割額	所得割額
* 上限55万円	46,003円	(※総所得金額等-33万円)×所得割率9.14%

※総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です。ここでの控除額とは、公的年金等控除額・給与所得控除額・必要経費のことをいいます。所得控除(社会保険料控除・扶養控除等)は含まれません。



【保険料額の通知について】
個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。
【所得の低いかたの軽減措置】
以下のかたは、平成23年中の所得に応じて、平成24年度の保険料額が軽減されます。軽減割合は、平成23年度と同じ割合です。

■均等割額
65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます

平成23年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定の金額以下のかた	軽減割合(軽減後均等割額・年額)
総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	9割(4,600円)
基礎控除額 被保険者全員の各所得(年金所得は控除額90万円)が0円	9割(4,600円)
(33万円) 上記以外	7割(13,800円)→8.5割※(6,900円)
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割(23,001円)
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数	2割(36,802円)

※本来は7割軽減ですが、軽減措置により平成24年度は8.5割軽減となります。

■所得割額
所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下のかたは、所得割額が5割軽減されます。
【被扶養者だったかたの軽減措置】
制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だったかたは、当分の間、所得割額はかららず、均等割額が5割軽減されます。さらに特例として、平成24年度は均等割額が9割軽減され、年額4,600円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていたかたは対象にはなりません。

問い合わせ 保険医療助成課医療助成担当 ☎38-2037/
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021

美術博物館の催し —「吉原治良展」ギャラリートーク—

当館学芸員による「吉原治良展」ギャラリートークを、下記の通り開催します。月曜日休館
■日時 4月21日(土) 午後2時～
■会場 第1・第2展示室
■参加料 要観覧料(一般300円・大高生200円)
■申し込み 直接会場へ



吉原治良「白地に黒い円」(美術博物館所蔵)

「吉原治良展」会期: 4月14日～5月27日

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

市民と市長の「集会所トーク」を開催

—あしやのまちづくりなどについて市長と共に語り合おう—

【開催日・時間・会場】		
開催日	時間	会場
4月19日 木		朝日ヶ丘集会所
4月20日 金		翠ヶ丘集会所
4月23日 月	午後7時30分～9時	三条集会所
4月26日 木		大原集会所
4月27日 金		前田集会所
4月28日 土	午後2時～3時30分	奥池集会所
5月7日 月		春日集会所
5月8日 火		茶屋集会所
5月9日 水		打出集会所
5月14日 月		浜風集会所
5月15日 火	午後7時30分～9時	竹園集会所
5月16日 水		潮見集会所
5月21日 月		西蔵集会所
5月22日 火		潮芦屋交流センター

※参加申し込みは不要です。直接、会場へお越しください。
※開催30分前から開場しています。

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

マンション共有部分のバリアフリー化への助成

廊下・階段などの段差の解消、手すりの設置、床のノンスリップ化、通路や開口部の拡幅、エレベーターの設置、バリアフリー改修など、既存の分譲共同住宅の高齢者等に対応した改造に要する経費の一部を助成します。
■対象 1棟に21戸以上ある分譲の共同住宅の管理組合
平成5年10月1日以降に建築された共同住宅で51戸以上のものと、平成14年10月1日以降に建築された共同住宅で21戸以上のものを除く。
■申請期間 4月16日～12月28日(※予算額に達し次第、締め切りです)
■限度額 333,000円(助成対象上限額100万円につき3分の1の助成)
■申請方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付して下記へ
■助成方法 審査の上、管理組合が選定した施工業者に直接交付

問い合わせ 住宅課 ☎38-2026

「簡易耐震診断」の申請《受け付け中》

住宅の地震に対する安全性を確認するため、申請者の一部負担により「簡易耐震診断」が受けられます。ご希望のかたは、お早めにお申し込みください。
また、この事業等により耐震性が劣ると診断され、耐震改修工事を行う場合には、市と県の両方から工事金額の一部について補助が受けられます。詳しくは下記へ。
■診断対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅
*過去に診断を受けた住宅は対象外
■負担額 3,000円(木造戸建て住宅の場合)
■申請方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し、平成25年1月31日までに下記へ
*申請用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ 建築指導課 ☎38-2114

「潮芦屋緑地駐車場」夜間閉鎖のお知らせ

潮芦屋ビーチ周辺では、夜間に車で来場し、打ち上げ花火や大勢で騒ぐ等、近隣の閑静な住環境を妨げる行為が問題になっています。
こうした行為を防ぐため、下記期間中、潮芦屋緑地の駐車場を全面閉鎖します。下記時間帯は、潮芦屋緑地駐車場の入庫と一切できません。ご注意ください。
ご利用の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。
■夜間閉鎖期間 4月28日～9月30日 午後8時～翌朝午前5時

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

◆春の大園遊会◆ フリーマーケット出店者募集

■日時 5月20日(日) 午前10時～午後4時
■会場 総合公園
■募集区画 30ブース(1ブース・2.5m×2.5m)
■出店料 3,000円(駐車料含む)
■申し込み ファクスに、住所・氏名・連絡先・希望ブース数を記入し、5月17日(木)までに下記へ
当日雨天の場合は、中止します。
公園内への車の乗り入れ不可。南・北にパーキングあり。申込者には、事前に店出に際しての注意事項について、ご案内します。

問い合わせ 総合公園管理事務所 ☎38-2103/☎25-2026

「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の一部改正

問い合わせ 環境処理センター(施設担当) ☎32-5391

近年、市民の皆さんがごみの集積場所などに出された紙類・缶などの再生資源を持ち去る行為が発生しています。この行為は再生資源の回収リサイクルの仕組みを維持し、かつ安定的に機能させることにより、市民の皆さんに分別意識の低下などを招くこととなり、さらにはごみの減量・リサイクルの推進にも悪影響を及ぼすことも考えられます。
市民の皆さんと市が協同して行なっている再生資源の回収リサイクルの仕組みを維持し、かつ安定的に機能させることにより、市民の皆さんに分別意識を堅持していただき、ごみの減量・リサイクルの推進にも悪影響を及ぼすことも考えられます。

《ごみの分別》



【改正の内容】
①ごみステーションからの持ち去りの禁止
市または市から収集および運搬の委託を受けた者以外の者は、再生資源類・缶・ペットボトルを収集し、または運搬してはならない。
②集団回収で回収された再生資源を、集積する場所(※)からの持ち去りの禁止
③禁止命令
市長は、および、違反して再生資源を収集し、または運搬した者

に対し、これらの行為を行わないように命じることができ。
④罰則
前述の禁止命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。
禁止命令に違反した行為が、会社等の業務として行われた場合は、その会社等にも併せて同じ罰金を科す。
【条例の施行】
七月一日(今後の取り組み)
市では施行に向けて、持ち去り禁止看板の設置・配布等の啓発や持ち去り行為への指導を実施します。また、条例施行後には、職員等によるパトロールを実施する予定です。
また、市民の皆さんが持ち去り行為を確認したときは、上記へ情報をお寄せください。
なお、市民の皆さんが直接注意をし、たり車両等を制止するのは、トラブルとなる恐れや危険を伴う場合がありますので、おやめください。

「第9次芦屋市交通安全計画」を策定しました

「第9次芦屋市交通安全計画」は、市民が安全で安心して暮らせる交通事故のない芦屋を目指して、平成23年度から27年度までに講ずべき交通安全に関して、施策の大綱を定めたものです。またこの計画は、2月25日から3月24日にかけて実施したパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえて策定しました。
交通事故のない芦屋は一朝一夕に実現できるものではありませんが、今後はこの計画に基づき、交通安全対策全般にわたる諸施策を推進していきます。本計画および市民意見の結果は、市ホームページでご覧いただけます。

問い合わせ 道路課 ☎38-2063

税Q&A

① 原動機付自転車を盗まれました。どのような手続きが必要ですか。
② 盗難にあった場合は、警察で盗難届を出し、市役所で廃車手続きをしてください。まず、最寄りの警察署・交番等で盗難届を提出してください。そのときに、盗難届出受理証明書、または盗難届の控えを提出してください。次に、盗難届出受理証明書または盗難届の控え、登録票・登録されたときに交付されていますが紛失された場合は、受け付けます。所有者登録者のかたの認め印・市役所に来るかたの身分証明書・運転免許証・健康保険証等を用意して、課税課管理担当(南館)一階で廃車手続きをしてください。廃車手続きをしない、引き続き軽自動車課が課税されます。
なお、盗難にあった原動機付自転車が発見され、再度使用する場合は、再登録の手続きをしてください。廃車手続きのときに交付した廃車済車・車台番号の写す。所有者(登録者のかたの認印・市役所に来るかたの身分証明書・運転免許証・健康保険証等)を用意して、課税課管理担当へ。
問い合わせ 課税課管理担当 ☎38-2015